

各々原籍に還らしめんことを。並びに希わくは、来船の員伴を將て例に照らして館駅に安頓し、事務の完竣するを俟ちて、今夏の風汎に于て原船に坐駕して遣発して返棹せしむるを准されんことを。則ち航海の末員、驚濤の虞れを免るるを得るに庶からん。合に就ちに移知すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

計開 随帶せる物件

一 奉ずる所の天恩公公

一 奉ずる所の天后娘娘一座

一 繭紬八綱

一 水托一個

一 衣包二十三個

以上、共計に五個なり

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光十一年（一八三一）四月十八日

注（1）大島 奄美大島。

（2）屋喜内県 奄美大島南部に位置する焼内間切。現在の宇検村。

（3）潮州府澄海県 現在の広東省澄海県。広東省の東部、汕頭市の東北方に位置する。

（4）搭客 乗客。

（5）黄・白糖 黄糖は紅糖ともいわれ、黒砂糖のこと。

（6）瓊州府陵水県 現在の海南省陵水県黎族自治県。海南島の南東

の隅に位置する。

（7）奉天省寧遠州 奉天錦州府寧遠州。現在の遼寧省興城市。

（8）黄豆 大豆。

（9）皇天 天、上帝。

（10）眷庇 情けをかける。加護。

（11）杉板 舳板。小船。

（12）活命 命が助かる。生き返ること。

（13）札部の咨 「一〇六一三」（『歴代宝案』第一冊所収）。

（14）人民 「一〇六一三」では「民人」。

（15）天后娘娘 航海の守り神媽祖。元朝は天妃、清朝は天后の封号を下賜したので天妃娘娘、天后娘娘ともいう。

（16）繭紬 山まゆの糸で織った絹織物。

（17）衣包 衣類の包み。

2-153-08

国王尚灝の、接貢のため存留通事鄭依德等に付した執照

（道光十一《一八三一》、八、七）

琉球国中山王尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

照得するに、本爵は業に道光十年秋に貢使耳目官向国璧・正議

大夫王丕烈等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。

經に本爵、福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き聖

禧を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当り、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事陳啓緒等を遣わす。梢役を帶領し、共に八九員名なり。海船一隻に坐駕し、前みて福建に至りて、皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京より回る使臣向國璧・王丕烈・紅泰熙と在閩の存留通事魏恭侯等を接えて還国せしめんとす。

但だ差わす所の員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百五十二号の半印勘合の執照一道を給発して存留通事鄭依德等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の閩津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

## 計開

在船都通事一員 陳啓緒 人伴四名

在船使者二員 翁邦楨 人伴八名  
向士秀

存留通事一員 鄭依德 人伴六名

管船夥長・直庫二名 蔡廷樞 柳作楨

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事鄭依德等に付し、此れを准けしむ

道光十一年（一八三二）八月初七日

注（一）勅書（一五四〇二）の勅諭。

（二）表章 表は（一五一〇二）（一五一〇三）（一五一〇四）（一五一〇五）、章

（奏）は（一五一〇四）（一五一〇五）。

## 2-153-09

國王尚灝の、中国難民護送のため都通事鄭肇業等に付した執照（道光十一（一八三二）、四、十八）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発して以て閩津に憑し、以て難人を送る事の為にす。

照得するに、道光十年十二月初四日、広東省潮州府澄海県の難人、船主楊伝順等共に二十三名有りて、海船一隻に坐駕し、奉天省寧遠州に到りて黄豆を収買し、本籍に回らんと要むるに、洋中風に遭い本国属の大島屋喜内の洋面に漂到す。船隻は沈失し、杉板の小船に坐駕して岸に上りて活命す。該地方官、収養し、送りて中山の泊村に到る。業経に館に発りて安挿し、例に照らして廩餼・衣服等の項を給与す。部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養して解送せんとし、茲に特に都通事鄭肇業等を遣わす。海船一隻に坐駕して梢役を率領し、共に六十七員名なり。難人楊伝順等二十三名を護送し、前みて閩省に至らんとす。

所有の差去する員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百五十三号の半印勘合の執照一道を給発して都通事鄭肇業等に付し、収